

第4回 知立市立地適正化計画策定委員会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 平成29年2月3日(金)
10時00分 ~ 11時30分
開催場所 中央公民館 2階 中会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名(出席表)

・委員数 11名 ・出席者 9名 ・欠席者 2名

	氏名	出席	欠席
名古屋市立大学 名誉教授	瀬口 哲夫	○	
中部大学 教授	磯部 友彦	○	
都市計画審議会 会長	藤澤 貞夫		○
名鉄バス(株) 取締役	近藤 博之	○	
社会福祉協議会 事務局長	竹本 有基	○	
商工会 会長	新美 文二	○	
知立市子ども会育成連絡協議会 副会長	桂川 奈穂子		○
区長会 会長	西尾 憲一	○	
市民	櫻井 かつ子	○	
市民	高木 清	○	
知立市農業委員会 会長	石原 國彦	○	

(3) 出席オブザーバー

愛知県都市計画課長	代理 愛知県都市計画課主幹	八田 陽一
知立建設事務所長	野々山 弘紀	
企画部長	山口 義勝	
危機管理局長	高木 勝	
福祉子ども部長	成瀬 達美	
保険健康部長	中村 明広	
市民部長	野村 裕之	
建設部長	野々山 浩	
上下水道部長	柘植 茂博	
教育部長	石川 典枝	
都市整備部長	加藤 達	
都市整備部次長	木納 利和	

(4) 事務局

都市計画課長	岩瀬 祐司
まちづくり課長	八重樫 直樹
都市開発課長	尾崎 雅宏

都市計画課都市企画係係長	石原 英泰
都市計画課都市企画係主事	池崎 友加里
都市計画課都市企画係主事	庭田 亮祐

(4) 傍聴人 1名

(5) 会議に付した議題及び内容

1. 知立市立地適正化計画（案）都市機能誘導に関する事項について
2. 居住誘導区域の設定について
3. 居住誘導施策について
4. その他

(6) 配布資料

- ・ 次第
- ・ 知立市立地適正化計画策定委員会 委員会名簿
- ・ 第4回知立市立地適正化計画策定委員会 配席
- ・ 知立市立地適正化計画（都市機能に関する事項）（案）に対する意見
- ・ 知立市立地適正化計画（都市機能に関する事項）（案）
- ・ 知立市立地適正化計画策定委員会 第4回資料

「議事の概要及び経過」

【事務局】岩瀬課長

皆様、おはようございます。

立地適正化計画策定委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の岩瀬と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日、藤澤委員、桂川委員につきましては所要につき欠席という報告を受けておりますので、本日の出席委員は9名です。委員総数の11名の過半数に達しておりますので、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、本委員会は成立しておりますので、ご報告をさせていただきます。

また、知立市審議会等の設置及び運営に関する取扱要綱第6条第1項第2号に基づき、会議は原則公開とさせていただきます。なお、同条のただし書きの規定により、非公開情報（個人情報）を審議する場合は非公開とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、加藤都市整備部長より挨拶を申し上げます。

よろしくお願いたします。

【加藤都市整備部長】

皆さん、おはようございます。都市整備部長加藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、第4回の立地適正化計画策定委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年ですけれども、3回の委員会を開催させていただきました。都市機能誘導に関する事項につきましてご審議、ご検討いただきました。その後、パブリックコメントそして都市計画審議会の意見聴取を経まして、計画案をまとめることができました。本日は、その計画案につきまして内容の確認をしていただきます。3月末にはその案でもって公表をしていくということになります。

また、本日は、来年度ご審議いただきます「居住誘導に関する事項」につきましても案を示させていただきますので、それに関するご意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

それでは、本日も皆様方には活発なご議論をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】岩瀬課長

それでは、以降の進行を瀬口委員長にお願いたしますので、よろしくお願いたします。

【瀬口委員長】

それでは、第4回知立市立地適正化計画策定委員会を開催させていただきます。よろしくお願いたします。

本日の議事録署名委員を新美委員と高木委員さんにお願したいと思っておりますので、よろしくお

願います。

それでは、次第にありますように1の知立市立地適正化計画（案）都市機能誘導に関する事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】石原係長

では、私から次第1の知立市立地適正化計画（案）都市機能誘導に関する事項につきましてご説明をさせていただきます。

先ほど部長からもお話がありましたが、3回の委員会で計画のご議論をしていただきまして、取りまとめさせていただきました。パブリックコメントと都市計画審議会で意見の聴取を行っておりますので、まずその報告をさせていただきます。

知立市立地適正化計画（都市機能誘導に関する事項）（案）に対する意見をご覧ください。

まず、パブリックコメントにつきましては、12月7日から、年が明けまして1月6日まで、おおよそ1ヶ月間行っております。結果的に、意見としては0件でございました。

その後、都市計画審議会を1月11日に行いまして、意見の聴取を行っております。

意見としましては、高齢化率の高い地域と低い地域があるが、均等のとれた年齢構成によって都市機能施設の立地維持を図っていく必要があるというご意見でした。それに対して計画における対応ですが、知立駅周辺の高齢化率が高くなっていますが、土地区画整理事業や市街地再開発事業などにより新しい宅地の供給を図るほか、子育て支援施設の誘導などにより子育て世代の転出抑制、転入促進を図り、人口密度の維持と都市機能立地の維持、充実を目指していきますということで、この会で検討いただきました計画のまちづくりの目標やまちづくりの理念に基本的には合致した意見をいただきましたので、この意見に対して計画書の修正はございません。

そして、事前にお配りした冊子をご覧ください。こちらがこれまで3回開催した委員会とパブコメ、都市計画審議会を踏まえた最終版ということになります。内容的には前回第3回のときにご説明させていただいた内容と変わりがございませんので、本日細かいご説明は省かせていただきますが、この後、3月の末に公表をさせていただきますと考えております。

次第1につきましては以上でございます。

【瀬口委員長】

ありがとうございました。今までの委員会でご意見いただいたものを、先ほど部長さんから話がありましたように、パブリックコメントと都市計画審議会で意見をいただいたその結果でございしますが、ご意見、ご質問はございますか。

【八田主幹】

中身の話ではないのですが、最後に説明された3月末に公表ということで、4月当初から実際にこの知立市立地適正化計画が制度として進んでいくという話になる中で、例えば届出制度とか、一般の方とか都市機能を充実されようとしている方への周知について何か具体的にお考えがありますでしょうか。

【事務局】

ご指摘のとおりでございます。計画を公表いたしますと、都市機能誘導区域外に都市機能誘導施設を建築しようとする方は届出義務が発生してまいります。ですので、今現在3月30日ごろ公表したいと考えておりますが、その届出の義務が着工の30日前までに届け出ないといけないというルールになっておりますので、事前の周知期間としておおむね30日確保する形で、2月末には、計画案として事前周知をしていきたいと思っております。

さらに、建築業者などに対しては、また別途細かいご案内の書面をつくりまして、ホームページ等でご案内をしていく予定でございます。

【八田委員】

その際に、事前周知ということがしっかりわかるようにして下さい。公表ととられてしまいますと、その時から効力が発生してしまうので、事前周知という形を明確にしてされるほうがいいかと思えます。

【事務局】

わかりました。ありがとうございます。

【瀬口委員長】

事前周知についてご意見をいただきました。事前周知の前に、開発の案件についてはもっと前から相談があるのですか。

【事務局】

地区計画でも着工の30日前までに届出義務があるのですが、基本的にはもっと前から相談が来ます。

【瀬口委員長】

正式な手続と実際に対応できるものを合わせながら周知していくということになるかと思えます。

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、この知立市立地適正化計画（案）都市機能誘導に関する事項については、原案どおりでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【瀬口委員長】

ありがとうございました。それでは次第2、3でございますが、居住誘導区域の設定についてと居住誘導施策については、関連した内容でございますので続けてご説明いただきたいと思います。

【事務局】

まず初めの居住誘導区域の設定でございますが、簡単に流れをご紹介させていただきます。

まず一つ目に、居住誘導区域の設定に関する基本事項といたしまして、国が居住誘導区域に定めるべき区域と慎重に判断する区域等を示しておりますので、その基本的事項について触れていきます。その後、二つ目に設定に当たっての基本的な考え方ということで、知立市における考え方を整理いたします。その考え方、検討のもと三つ目に設定方針を定め、設定方針のもと四つ目として区域の設定を行っていくという流れでございます。

まずおさらいになりますが、居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することによって、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域と都市計画運用指針にうたわれております。

その区域の定め方といたしまして、3点考え方が示されております。

まず一つ目が、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域。二つ目が、都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができる区域、また都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域です。最後三つ目が、合併前の旧市町村の中心部、都市機能や居住が一定程度集積している区域。この三つの考え方が大事になっております。

一方、居住誘導区域に含まない区域もしくは慎重に判断すべき区域等が示されております。

まず居住誘導区域に含まない区域。こちらは法で含めないということが明記されておりますが、知立市におきましては、市街化調整区域と農振農用地の該当がございますが、これにつきましては居住誘導区域に含めてまいりません。

次に、原則として居住誘導区域に含まない区域。こちらは土砂災害特別警戒区域など比較的危険度の高い災害区域が示されておりますが、本市には該当がございません。

次に、適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域。ちょっとややこしい表現がしてありますが、知立市には浸水想定区域の該当がございます。ただ、ここでは災害リスク、警戒避難体制の整備状況、また災害軽減施設の整備状況やその整備見込みなどを総合的に勘案して判断することとなっております。

知立市の浸水想定区域図をみると、国道1号線の南側に市街化区域内で1mから2mほどの浸水想定のある箇所がございます。

次に、居住誘導区域に含めることについて慎重に判断する区域です。こちらの該当が工業系用途地域で、居住の誘導を図るべきでないと市町村が判断した場合は、居住誘導区域に含めないとされています。

ここまでの都市計画運用指針に示されている居住誘導区域に含めていくべき区域、慎重に判断すべき区域等の整理でございます。

次に、居住誘導区域の設定に当たっての基本的な考え方を整理していきます。

まず一つ目が、都市機能誘導区域に設定された区域です。都市機能誘導区域である知立駅周辺は、広域的な都市機能の立地を誘導する地区であると同時にまちなかの「生活エリア」でもあります。まちなか居住の推進を図るために、都市機能誘導区域を居住誘導区域に位置づけていきます。これは、先ほど運用指針にありました都市機能や居住が集積している都市の中心拠点ということになります。

二つ目が、居住に必要な都市機能が立地する区域。既に都市機能が立地し、これを利用できる区域を居住誘導区域に設定し、人口定着を促進し、当該都市機能の立地の存続を図っていきます。運用指針にあります都市機能の利用圏として一体的である区域に該当してきます。

三つ目が、将来的に人口密度が維持できる区域です。診療所や商業施設などの日常生活に必要な都市機能が立地する鉄道駅や小学校を中心とした生活エリアを基本といたしますが、機能立地を支えるためには一定以上の圏域人口が必要となるため、将来的にも一定の人口密度が確保される地区、これを居住誘導区域に設定していきます。運用指針におきましても、居住が一定程度集積している区域とうたわれております。

四つ目に、鉄道駅またはバス交通軸沿道の区域です。都市機能施設の効率的な利用が可能となり、生活エリア間の移動など、容易に歩いて公共交通にアクセスできる範囲を居住誘導区域に設定します。運用指針でも、公共交通により比較的容易にアクセスできる区域とうたわれております。

五つ目に、良好な住環境が確保されている区域。土地区画整理事業などで整備された既存の基盤施設を活用することで良好な住環境が確保されている区域を居住誘導区域に設定していきます。

この五つの考え方で、まずは肯定的に居住誘導区域を定めていきたいと考えています。

また、一方で慎重に判断すべき区域がありますが、浸水想定区域と工業系用途地域です。

まず、浸水想定区域につきましては、浸水深さが1から2m程度、地元での防災活動が継続的に実施されていること、また、逢妻川の河川改修も今後進められることから当該区域の災害リスクは軽減される見込みでございます。

もう一つの工業系用途地域。準工業地域と工業地域の2種類ございますが、準工業地域につきましては、都市計画マスタープランで「住工共生地区」として位置づけられておりますので、居住誘導区域には含めていく考えでおります。工業地域につきましては、今後も工業地としての利用を継続する区域でありますので、基本的には居住誘導区域には含めないことといたします。

以上が基本的な考え方になりますが、この後一つ一つ検討を行います。

まず、居住に必要な都市機能が立地する区域の検討です。子育て支援施設、医療施設などの生活支援機能の利用圏域がどれぐらいなのかというのを図に示させていただいております。

最初が子育て支援施設、保育所・幼稚園等でございますが、市街化区域全域がおおむねカバーされている状況がわかります。次が医療施設。こちらも、来迎寺町、八橋町に施設の立地がやや少ないですが、それ以外はおおむねカバーされております。また、市域をまたいで利用されている実態がありますので、例えば三河八橋駅、東刈谷駅にある診療所、クリニックについても利用圏域とさせていただきます。次が商業施設です。こちらも八橋で一部少ないところがありますが、おおむねカバーされております。高齢者福祉施設につきましても同様でございます。

ということで、居住に必要な都市機能が立地する区域といたしましては、来迎寺町、八橋町の一部で不足する都市機能がありますが、市街化区域全域でおおむね居住に必要な都市機能が立地しています。また、来迎寺町、八橋町では、今後行う都市基盤整備に合わせて都市機能の立地を誘導していきたいと考えております。

続きまして、将来的に人口密度が維持できる区域の検討です。生活エリアを小学校周辺に位置づけておりますので、小学校区ごとに現状また将来の人口密度を確認いたします。

小学校区は全部で7学区ございます。そして、こちらが現状の人口密度と小学校区の人口を示

したものでございます。

例えば知立小学校区が市街化区域のヘクタール当たりの人口密度が 60 人、西小で 57 人、東小で 120 人。全体で 62 人。一番少ないところでも来迎寺小学校区の 49 人ということで、国が定める人口集中地区がヘクタール当たり 40 人でございますので、どの学校区でも比較的高密度な人口密度があるという状況でございます。

参考で高齢化率も横に載せさせていただいておりますが、やはり東小学校区、駅前の知立小学校区の高齢化率が高くなっています。

次に将来的に人口密度が維持できる区域の検討です。趨勢型人口推計で平成 52 年のときの人口を推計したものです。趨勢型といいますのが、社会移動がないものとして、現在の、今お住まいの市民の方の年齢、性別を要因として自然増だけで推計したものでございます。これでいきますと、例えば知立小学校区で人口密度がヘクタール当たり 56 人、西小学校区で 59 人、東小で 115 人、全体で 61 人となっております。

次に知立市人口ビジョンで掲げている市街化区域の人口密度を見ていただきますと、子育て世代の転入促進などを施策として行っていくということで、人口密度としては上がっていきます。全体でヘクタール当たり 66 人ということになります。

ということで、将来的に人口密度が維持できる区域のまとめとしましては、自然増減の推移値でも、市全域でヘクタール当たり 61 人、地域別においてもヘクタール当たり 50 人の人口密度が維持可能となります。また、子育て世代の居住促進などによりさらなる人口密度の増加を見込んでいきたいと考えております。

次に、鉄道駅またはバス交通軸沿道の区域の検討です。最初の図が、鉄道駅から 1 km、1 日 60 本以上のバス停から 300m の範囲を示したもので、市街化区域の大部分が圏域になっているのがわかります。

一方、バスの交通軸沿道の区域としましては、現在ミニバスの利用者数が年々増加しておりまして、高齢者や子どもなどを中心に、市民の足として重要な役割を担いつつあるところがございます。ミニバスのバス停の圏域を加えた図でございますが、バス停が市域全域にありますので、ほぼ全域、市街化区域の約 97% が公共交通のカバーエリアとなっております。

次に、良好な住環境が確保されている区域の検討でございます。こちらの図が土地区画整理事業の施行区域となっておりますが、土地区画整理事業が施行された地区では良好な基盤施設が整備済みでございます。

続きまして、浸水想定区域でございます。浸水想定区域につきましては先ほど少し触れさせていただきましたが、市街化区域でも浸水想定が 1 m から 2 m 程度、また地元で防災活動が継続的に行われていること、河川改修の予定が今後あることなどを踏まえまして、浸水被害に対しましては事前の周知により避難が可能であり、被害を軽減できるため、居住誘導区域に含めていくことといたします。

次に、工業系用途地域が指定された区域の検討です。

市内には全部で 7 ヶ所ございますが、そのほとんどが国道 1 号線の沿線となっております。この中の、工業地域の土地利用の実態がどうなのかを次に検討していきます。#

7 カ所の工業地域がどのような土地利用をされているのかを三角グラフで示しました。1 ヶ所で商業利用が 100 パーセントされておりますが、それ以外につきましてはおおむね工業系の土地

利用がされているということで、商業利用されている箇所につきましては居住誘導区域に含め、それ以外につきましては、都市計画マスタープランにおいても今後工業地としての土地利用を継続する方針であるため、居住誘導区域には含めないことといたします。

ここまでの基本的な考え方の検討になりまして、それを受けて設定方針を定めます。

まず、知立市の居住に関する特徴としましては、市街化区域内ヘクタール当たり 62 人ということで非常に人口密度が高いこと、また名鉄本線・三河線、JR など鉄道駅に囲まれて交通利便性が高いこと、また既存の生活エリア、土地区画整理事業により良好な住環境が形成されている状況がございます。これらの知立市における特性と国が指し示しております指針を考慮いたしまして、設定方針を定めてまいります。

先ほどの考え方とほとんど一緒の内容になりますが、まず一つ目が、多世代のまちなか居住の推進を図るために都市機能誘導区域を居住誘導区域に設定していきます。

二つ目に、既に日常生活に必要な都市機能利用圏域が市全域をおおむねカバーしており、これらを利用できる区域を居住誘導区域に設定し、人口定着を促進し、当該都市機能の立地存続を図っていきます。

三つ目に、将来的に人口密度が維持できる区域ですが、将来的にも市全域の各地区でヘクタール当たり 50 人の人口密度が維持可能となりますが、生活エリアに診療所や商業施設などの生活を支援する都市機能の立地を支えるため、一定の人口密度が確保される地区を居住誘導区域に設定していきます。

四つ目に、鉄道駅またはバス交通軸沿道の区域です。より一層自動車に頼らない生活エリアの形成、また交通利便性の高い鉄道駅及びバス交通軸沿線を居住誘導区域に設定していきます。

そして五つ目ですが、良好な住環境が確保されている区域。既存の生活支援機能が立地する生活エリアや土地区画整理事業区域等による良好な住環境形成地を居住誘導区域に設定していきます。

この五つの設定方針をもとに居住誘導区域を設定いたしますと、先ほどの工業系の土地利用をされている工業地域を除いた市街化区域全域が居住誘導区域ということで考えております。

知立市におきましては、全域において高い人口密度を維持しながら、子育て世代の転入促進を図ってきたいということで区域設定を定めました。

以上が区域の設定となりまして、続きまして居住誘導施策です。

まず、基本的な考え方としましては、居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等の支援施策により居住誘導を図っていきます。居住環境の向上に関しましては、居住者の利便の用に供する施設の整備・誘導、また交通結節機能の強化・向上を図っていくことを基本としながら、公共交通網のサービスレベルを確保していくという考えでおります。

施策としましては、三つ挙げさせていただいております。

まず施策 1、快適なまちなか居住環境整備です。

連続立体交差事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業などにより新たなまちづくりが行われております。これらの都市基盤整備により都市機能誘導施設の立地誘導を図るとともに、まちなかの良好な住環境を整備していきます。

施策 2、良好な住環境の形成および居住の促進です。

知立駅周辺以外でも今後整備が必要な都市計画道路があります。これら未整備の都市計画道路

の整備により沿道付近での宅地供給や新たな都市機能の立地を図るとともに、土地区画整理事業等都市基盤整備により良好な住環境の形成を進めます。また、保育所等の子育て支援機能の誘導や充実により、待機児童ゼロを継続的に実現し、流出の多い子育て世代の居住促進を図っていきます。また、宅地不足の解消のため、空き家に関する情報収集を行い、空き家の解消や宅地の市場への流通促進に努めてまいります。

施策3、公共交通施策と連携した居住環境の向上です。

利便性の高い居住環境を維持・充実するために、中心拠点や拠点施設などへ移動しやすい公共交通の維持・改善を行います。また、自動車依存率を下げることで、高齢者や子供など交通弱者が暮らしやすく、環境にも優しく、安全な居住環境の向上を図ります。また、駅までの徒歩や自転車での安全なアクセスルート、また駐輪場を確保するとともに、知立駅前広場の整備を行い、知立駅の交通結節点機能の強化を図っていきたい。

この三つの施策を行いながら、居住誘導を図っていききたいという考えでございます。

以上が次第2と3につきましての説明になります。

【瀬口委員長】

ありがとうございます。

居住誘導区域の設定と、居住誘導施策について説明をいただきました。

ご質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

【磯部委員】

二つお願いしたいと思います。

一つ目が交通の話題で、鉄道駅またはバス交通軸沿道というのがあって、鉄道というのはそう簡単にはなくならないだろうと思っています。絶対あるという時代ではなくなってきましたが、この本線は名鉄も残していただけるであろうと思って期待しております。

ただ、バスというのが非常に不安定でありまして、運行本数を60本以上置くようなバス交通をしっかりとってくれるという担保というか保証もあわせて考えていかなければいけない。恐らく交通計画のほうでもまた審議がなされて、聞けると思いますけれども、そういうことできちんと位置づけをしておく必要があります。民間会社がやっていただくということじゃなくて、市としての位置づけというのを明確にしておかないと、もし無くなった場合、宙に浮いてしまう可能性があるんで、それは気になります。

もう一つは、浸水のところで、いろいろと被害防止のための整備をやっておりますので、それとあわせての解釈だと思いますけれども、実際問題この地域というのが、現在も住宅地だと思いますけども、地域の方がずっといるような雰囲気なのか、もうこんな地域嫌だと思っているようなところなのか、どうかというのがちょっと気になるところです。

もしもこれを誘導地域で指定しましたというときに、それでも災害が起きてしまう可能性がありますよね。じゃあ災害が起きたときに、市としては誘導地域にしたじゃないかと、なのに災害が起きるじゃないか、誰が責任とるのかということになりかねないということです。あくまでそれは自己責任であるのか、それとも誘導地域を設定することの行政的な責任みたいなものって一体どうなるのかなというのがあります。

結構水害問題で裁判などもあるようでして難しいことだと思いますが、それがちょっと気になりましたので、その辺を整理していただければと思います。

【瀬口委員長】

今の2点ですけど、いかがでしょうか。

【事務局】 八重樫課長

まちづくり課の八重樫といいます。コミュニティバスはまちづくり課で担当させていただいておりますので、先ほどバスの位置づけということでご質問ありましたので、回答させていただきたいと思います。

現在、知立市におきましては、公共交通に関する基本計画というものは持っておりません。今回、立地適正化計画、コンパクトシティに向けた土地利用の計画を作成するに当たりまして、こういった公共交通の計画も、交通計画の連動も必要だということで、来年度・再来年度で公共交通の基本計画のほうを作成していきたいと考えております。ここで立地適正化計画と連携した公共交通の位置づけというものを明確にしていきたいと考えております。

【事務局】

浸水につきましては、まず、このままこの土地利用が継続される雰囲気かどうかということですが、1号線と155号線の交わるあたりのエリアで、実際そういう沿道サービシ的な利用や当然住居系の土地利用もありまして、古くから住まわれている方が多いものですから、基本的には継続的に住んでいただけたらと思っております。

あと、居住誘導区域にしたのに浸水が起きてしまうという心配はあるのですが、そもそも市街化区域でありますので、用途として建築、住宅もできます。工業地域なら工業もできますということでもありますので、逆に居住を阻むものでもないということです。

あと、1mから2m程度ということで若干床上浸水するかもしれませんが、家屋が流失するレベルの被害までには至らないであろうということから、居住誘導区域に含めても差し支えないと考えております。

【瀬口委員長】

この洪水ハザードマップの浸水予測というのが、どういう状態のときに浸水するということなのでしょう。

【事務局】

これが、100年に1回降る雨の降雨のときの浸水想定になっています。100年に1度の雨となりますと、内水が排除できない状態が想定されているということでございます。河川も、逢妻川のような二級河川もあれば準用河川、細かい河川もありますので、そういったそれぞれの河川と連動しているわけですけども。

このハザードマップの中で過去の浸水区域が示されていますが、東海豪雨のときに実際ここが浸水しているわけですけども、それよりも浸水想定としては、100年に1回の雨を想定してい

ますので、やや危険側の想定になっております。

【瀬口委員長】

これは破堤ということじゃなくて、内水氾濫ということですかね。

【事務局】

そうです。

【瀬口委員長】

わかりました。

今磯部委員さんから、どちらに責任があるかという問題ですが、広島の土砂災害のとき急傾斜の崖地か何かでありましたけど、指定すると財産価値が下がるわけですので、住民が反対する。それに対して、指定していないと災害が起こったときに被害が生じる。どっちに責任があるのか。日本の現状では、財産価値を下げないように行政は腰が引けた状態かもしれませんが、都市計画としては厳しくしたいわけです。都市計画としては、危険なところは住んでほしくないと。それで立ち退いていただければいいのですが、住民の皆さんが抵抗するので妥協したところがあると思います。どっちの責任になるのかは今後の社会の変化によるかもしれませんが、今のところは、治水の安全性を高めて、100年に1回の確率でこういう状態だからそれを承知で住んでくださいということですね。絶対に安全ということはないので、それを承知で住んでいただく。そうじゃない方は少しずつでも移動していただくとか、地盤のかさ上げをすることとか、そういうことだと思いますが、どうでしょうか。

【磯部委員】

行政側の責任としてはそういった情報を出すということですね。

【瀬口委員長】

ハザードマップは情報を出すということで、判断してくださいということなので、今回も居住誘導区域に含めないとする、「どうしてくれる」とか「地価下がったじゃないか」、この責任はどっちにいくかという問題が残っているわけです。

まだ今のところ国もそこまではやってないので、そういうことでよろしいでしょうか。皆さんがもったきつくしると、地元の方がみんなそうしてやろうということであれば、住んでいる人が賛成すればできると思いますけど。

【高木委員】

この表現でいう、1mから2mというこの範囲がものすごく微妙なところだと思います。2mあるところで多分流失が起こり得ます。1mだったら多分そういうことは起こらないと思いますけど。そうすると、これをどれくらいまで下げたらオーケーなのかと。いろんな災害リスク軽減の方策がありましたが、ここがひとつ非常に気がかりです。

【瀬口委員長】

多分これは県のデータですね。市がつくっているのですか。

【事務局】

このシミュレーション自体は県でやっていただいているものです。

【高木委員】

大丈夫なのでしょうかね。ものすごいこれ、微妙なところですよ。

【事務局】

これは、平成 12 年の河川整備の状態を踏まえた上でシミュレーションをやっています。

今後、河川整備も、今猿渡川でもやっていますけれども、ああいった改修工事が進められてきてということになりますので、被害としては軽減方向に向いていきます。ただそれが、1 m から 2 m なのが 50 cm から 1 m になるかどうかは、今のところわかっていません。

【瀬口委員長】

浸水想定区域はほとんどが調整区域になっているわけで、市街化区域の浸水区域もある程度工業用地になっているので、この部分は居住誘導区域から外れてくるということになります。従来から住居系の用途が指定されている部分は、そこにいる方はやっぱり注意して住んでいただくということですね。住んでいる方がもう居住誘導区域から外してくれと言えば外していくということでもよろしいですか。

今後、日本の都市計画の課題として、少子高齢化の時代で人口減少ということになると、こういうところの土地利用の整理がもう少しきちっとできるといいかもしれません。

よろしいでしょうか。ほかにはどうでしょうか。

【新美委員】

質問ですが、小学校区域の人口密度のところ、東小学校区が現状高いですけど、平成 52 年という今から 24、25 年先の話になるのかな。知立団地があることがこういう数値を示しているのではないかと思います。知立団地は築 40 年を超えているのかな。そうすると、今から 25 年ぐらい先の想定の中で、こういう数字が果たしてちょっとどうなのかなと。

あの団地の問題が非常に押し迫ってきていて、老朽化という問題。それから、周辺についても空き家が多いようにも聞いていますから。それから人口、外国人の人が半分以上、6 割を占めているというようなことから考えると、こういう数字に果たしてなってくるかどうか。それから、あの利用というのか、あの辺はどういうふうな構想を持っているのかということは、全体から占める密度の高いことを考えると、数値的にこのいかによっては随分数字が変わってくるのではないかな。

【瀬口委員長】

お願いします。

【事務局】

ご指摘のとおりでございまして、知立団地は築 50 年ということで、今後どうしていくかというのが課題になっているところでございます。当然その知立団地があるからこそ、平成 22 年というヘクタール当たり 120 人という高密度な人口密度があるわけです。この後それがどうなっていくかというのがちょっとまだわからない状態ですから、この推計の中では単純に今いる人口の皆様がそのまま住み続けた場合ということで想定をしています。例えば知立団地がリニューアルするとか、リノベーションしてもうちょっと違う使い方をするとか、そういった方向性があるかもしれませんが、知立市にとってもこの地区は大きな課題だとは認識しています。

【新美委員】

今後の計画によって変わってくるっていうことはわかるけど、非常に難しいけど、ここは重要なので、そういうこともむしろ織り込んでいく必要があるのではないかなというような気がしました。

それから工業地域の土地利用現況のところ、7ヶ所あると言っているけれど、工業地帯というものが現状満タンですよ、空きがないような状況。近隣の刈谷、安城、高浜なんかでも出しているし、豊田もそうですが、知立市は出していない。この辺の満タンの状況で、工業地域というか産業を誘致していくことの展望がやっぱりここで必要じゃないかなと。

【瀬口委員長】

この計画では、工業地域には住宅をなるべく入れないということです。愛知県としては工業、市街化調整区域の扱い方についてどちらかというと緩和していますが、それは都市計画マスタープランの方向から検討する内容ということになると思います。

先ほどのもう一つ、知立団地ですが、知立団地の扱いをここの中で、計画の中に入れられるとすばらしいですけど、千里ニュータウンみたいに高層集合住宅に変えていけば人口密度が増えるし、今の4階建てぐらいの集合住宅をもっと低層化にすれば人口密度が減りますよね。今はまだ読めないということだと思いますけど、どうですか。

【新美委員】

だから、やっぱりその辺を、築 50 年ぐらいとか言っていたでしょう。そこをやっぱりどうするのかということは、結構知立市にとって大きな問題じゃないのかな。そのバスだ、利便性がどうだとか何だかんだとか言っている。知立というのはむしろ災害が非常に少ないまちで、コンパクトシティでロスのないところ。がゆえに、そういったところの早い手を打った高度利用というのかな、それに着目してやっていくべきじゃないかと僕は思いますけどね。

【瀬口委員長】

そういうことでご意見がありましたので、よろしく願いいたします。
ほかにはどうでしょうか。

【八田委員】

今回の居住区域の全体の資料を見て感じたことですが、ちょっとバラ色過ぎるかなという感じがします。

特に人口密度の話は、将来的にも60人以上の人口密度があるということ。だから、市街地全体がありますよという。ある意味、立地適正化計画の目的からいうと、たてなくてもいいのではないかという話になっているのが少し気になります。

そうはいつでも、知立市においても人口減少という話の中で、どこら辺を人口密度の目標にするか。減ってもいいとすると目標ではなくなってしまうので、人口が減った中でも居住誘導区域の中ではこれぐらいの人口密度を保ちますという目標を一つ立てないと、さっき言ったような、居住誘導施策もやらなくてもいいのではないかなって思えてしまう。今回の資料を見ますと、必要な都市機能もおおむね充足していますよ、人口も減らないですよっていうように感じます。

先ほど言いましたように、人口が若干減っていく中でもこれぐらいの密度をといるのを立てた上で、そうするために必要な施策というのを立てていただきたいと思います。

基本的な考え方のところで、将来的に人口密度を維持できる区域を居住誘導区域に位置づけるとありますが、本来であれば、将来的の人口密度を確保すべき地域を指定するべきかと思います。

特に、例えば、新美委員もおっしゃったような郊外の団地とか、あと来迎寺小学校区とか南小学校区でも、例えば都市機能といったときに商業施設がコンビニぐらいしかないとか、いろんな問題を抱えていると思います。やはり一定の目標がないと問題が隠れてしまう部分もございます。一度目標を持った中で居住誘導区域の設定もされるといいかなと思います。

【瀬口委員長】

バラ色過ぎるのではないかということですが、ちょっとまだ時間があるので、今日というわけではないと思いますので、ちょっと考えていただけたらと思います。

知立市内には福祉関係のサ高住は何棟ぐらいあるのですか。

【事務局】 中村部長

保険健康部長の中村といいます。

現状ではサ高住ということで建設されているものは今のところはないというふうに考えております。それに類するのではないかなと思われるものは、1軒2軒というものはありますけども。そのような状況です。

【瀬口委員長】

サ高住は、助成して税金をつぎ込んでいただいて作っているわけですから、居住誘導区域につくるのはいいが、居住誘導区域外にそういう施設ができるのは抑制できないかという意見があります。だから、このバラ色の知立市の場合であれば、もう居住誘導区域外は補助しませんというように、先ほどの交通のバスの幹線道路沿いにサ高住はいいが、それ以外のところはだめですか、何か住宅政策の助成とこの誘導区域をリンクできれば、もう少し人口密度の想定をつくったときに目標ができるのではないかと思います。

それから、住宅は住宅で勝手につくって、この立地適正は適正で勝手にやっても、なかなか目

標の数値には達しないので、少し研究してもいいかもしれないと思いました。よろしくお願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

【磯部委員】

交通の話で、何が大事かという、バス交通軸という「軸」という言葉が、本当にこの地域と
してうまくそれができるのかなというのがあります。

今の交通の状況を見ると、鉄道があって、名鉄の路線バスでは知立駅から大学へ行くところ
だけですね。ミニバスが面的サービスでやっているところがありますよね。だから、本当にミニ
バスで軸ってできるのかなというのが気になっています。

今、委員長がおっしゃったように、そういう軸線の近くというのは何か特別な、市の中でも少
しいところだという、そういう差別化ができるといいなと思います。

先ほど、居住誘導区域を定める方針というので五つ示してありますけども、今のところ、また
は、または、なので広がってしまい全部入ってしまう。ではなくて、逆にこれかつ、これかつ、
とやっていけば、かなり絞られます。そうやって、条件のいいところをあわせたところとそうじ
ゃないところというのは明確にしていってほしいのかなと思いました。

その辺の軸の明確化というのと、そうやっていろんな条件が重なったいいところとそうでない
ところというのは考察する考え方もあっていいのではないかなと思います。

【瀬口委員長】

ありがとうございました。

居住誘導区域を絞るのはなかなか難しいというのが今までの経過を踏まえ、それに上乗せして
何か考えられるといいなというご意見だと思います。

【竹本委員】

先ほど浸水区域のところの一つ結論を出していただいたようなことかなとは思いましたが、
ただ浸水想定区域の検討というところで、「しかし、当該浸水想定区域の浸水深さは1～2mであ
り」云々と書いてありますが、要はそう大した被害じゃないので、それと事前の周知によって避
難ができる場所だというような言い回しになっています。もう少し言い回しを変えて、こういう
地域だけれども、ここを居住区域に設定しても大丈夫だということも、安心して住んでいただ
けますよというようなことをここに書いておかないと、危ないけど少しばかりだから大丈夫ですよ
というような、何かそんな書き方がしてあるのかなというふうにちょっと読み取れてしまう。

【瀬口委員長】

大丈夫と言えば、大丈夫と言ったことに対する責任が発生しますので、難しいと思います。

内水氾濫というのはポンプが間に合わないということなので、新川流域なんかだと小学校の校
庭に貯留槽をつくるだとか、河川だけに全部しわ寄せをするのではなくて、宅地開発の時に高い
ところの水をちゃんと地下貯水してくれというふうに治水のほうで言っているわけです。そうい
うのが進行してくれば、この内水の氾濫が抑えられるのではないかと思います。

【竹本委員】

今先生のおっしゃるようなことをもう少しこの中に、一言二言入れておくということができたらと思います。

【瀬口委員長】

地域の方が安全に生活できるような文言にさせていただくということですね。

【竹本委員】

あと最後のところですが、施策2で良好な住環境の形成および居住促進というところで、ここに下水道というものも一つ入れていただいたほうがいいと思います。知立は下水道の普及率が非常に低いというふうに言われていますので、これからの住環境ということを考えれば下水の普及ということも目指していただきたいなと思いますので、入れていただけたらと思います。

【瀬口委員長】

下水道の図はどこにありますか。入っていましたか。

【事務局】

下水道の図は入っていないです。

【瀬口委員長】

区画整理のところには下水道が入っていると思いますけど、それ以外の集落で下水道というか農業用の排水施設がありますよね。だから、そういうのも良好な住環境の形成ということならいいかもしれませんので、これも次回以降の検討事項の一つかもしれません。

さっき気がついたのですが、施策2のところで、最近空き家はその他空き家が問題だっていますが、空き家とその他空き家は何か分類があるのですか。

【事務局】 野々山部長

建設部長の野々山です。

空き家問題につきましては、今年度から対策の前の調査にかかっていまして、来年度対策計画を策定する予定でございます。

先生が言われた空き家の分類ですが、かなり老朽化が進んでボロボロの特定空き家以外に、その他空き家は、まだ流通がきくようなものと認識しておりまして、知立市ではそういうものが数多くあります。また、そういうものがありながらアパート建設も大変多いので、これからそういった空き家がたくさん発生するということは予想されております。

そういうものを踏まえましての空き家対策の計画を次年度でもって計画していくということですので。立地適正化計画の内容も踏まえまして次年度以降の計画にも反映していきたいと思っています。

【瀬口委員長】

ありがとうございました。
ほかにはどうでしょうか。

【櫻井委員】

すみません、ちょっと言葉を知らないのですが、例えば先ほどのサ高住ですか。

【瀬口委員長】

サービス付き高齢者住宅です。高齢者が住む住宅に高齢者用のサービスがついていると、それに対して国が補助を出すという、国の政策です。

【櫻井委員】

それからもう一つ。さっき途中で DID というのがありましたけど、この DID っていうのは何の略でしたか。

【事務局】

DID というのが人口集中地区と言いまして、国のほうで国勢調査をやっていますけど、その調査に基づいてヘクタール当たり 40 人以上で、一定の一団となって人口が張りついているエリアを人口集中地区と呼んでいます。

【瀬口委員長】

Densely Inhabited District の略です。Densely だから今の集中。Inhabited ですから住んでいる、居住。それから、District ということですから地区。

ほかにはどうでしょうか。

【石原委員】

まず居住誘導区域の設定というところで、市街化調整区域とか農振地域というのは含まないという、こういう前提条件がある中で、子育て支援の保育所・幼稚園、それから高齢者施設等が、調整区域とかそれから農振地域のところに建っているわけですね。

農業委員会の立場で、いわゆる農振除外するとか宅地に変えるとか、そういうような案件、審議があるわけですが、そこら辺の判断って非常に難しい場面というのがあります。今後、そういう例えば保育所の設置のための農地を転用するとか、あるいは高齢者施設、特養の設置のために農地を変えると、そういうことが心配されるわけです。そこら辺が出てきたときに、どう解釈していけばいいのかという部分と、申請の段階で居住誘導区域の中で極力やってくださいというような指導がなされるのかどうか。今後具体的に業務が進んでいくときにどうされるのか、そのあたりをちょっとお願いしたいなと思います。

具体的には、農業委員会の場で高齢者施設とか幼稚園・保育園をつくる目的で農用地を転用するという点については、特に子育てという部分で待機児童をゼロにするとかそういう目的だからやむを得ないわなという判断も一部我々はちょっとしている部分があります。高齢者施設につ

いても、だんだん高齢化に伴って施設が足りないという、施設入居待ちの方が多という、そういう実情も一方では理解していますから、農地を転用して施設を建てるのはやむを得ないかなという判断をしておりますけれど、本当に継続していいのかどうかというのはちょっと疑問を感じるころがまず1点。

それからもう一つ。スーパー・コンビニという中で、コンビニなんかも、時折農振地域それから調整区域の中で建てられるケースがあります。その申請の段階では沿道サービスだというようなことで申請が上がってくるので、これは止むなしかなという判断をしておりますが。

要は、今後そういうケースもあるものですから、申請が出た段階、我々農地の転用の審議だけしかしていないものですから、その前の段階でこの立地適正化計画という制度がある、そこで何か営業者のほうに指導していただければ、より我々も判断をしやすいかと思いますので、若干要望もあります、今後検討していただければと思います。

【事務局】

都市機能誘導区域外、例えば市街化調整区域に誘導施設が建築される場合は届出が必要になりますので、行政が実際にその届出を受けて、場合によってはこうしてほしいと、市街化区域のもっとまちなかにお願いしたいという指導はやっていけますので、そのケースケースによって考えていきたいと思います。

【石原委員】

ぜひお願いいたします。

【瀬口委員長】

そういうことですが、一概にだめというわけにもいかないケースもあると思うので、それぞれの状況判断になるかと思います。

でも、医療施設だといってコンビニがどんどんできるというのも困るわけですから、その辺の土地利用の規制の弱さというのは日本の場合にあるわけです。そういうのは少しずつ改善ができるといいと思います。

また次年度の議論の中で少し、解決できない問題もあるかと思いますが議論をしていったらいいかと思うので、検討をお願いしたいと思います。

ほかにはどうでしょうか。

【新美委員】

都市機能誘導区域ということで、今、中心市街地の再開発とかをやっていますけれども、ここで見ると、人口推移の中で、さっき言った52年には、ビジョンのほうでいくと1,700人減ることですけれど。再開発ビルもできる、もっとまたマンション関係ができてくるのが想定されるけれども、戦略的にそういうことを加味した人口計画なのかということところがちょっとどうなのかなということが。裏づけみたいなのがあるのかどうか。ほかっておくところなっちゃうのだけれど、こういうふうに関係を立ってこうしていくよというのは一つの戦略になると思います。

人口減少というのは日本の全国がそうってきているわけで、近隣市と人口が取り合いになると思います。住居が知立から刈谷に移ったとか、例えば安城から知立に来たとか、こういうことの推計というのが、当然市民課か何かでよくわかっていると思いますけど、この辺のデータっていうのはどうなのかな。

知立は、文化といえば鎌倉の時代から交通の要衝として栄えてきて、ここにも車依存から脱却してバスとそういうことが云々書いてありますけど、そういうものが集中したときに、やっぱりターミナル機能というか、いわゆる車に対するサポートも必要。バスはたくさん走る、このところでも愛教大へ60台走っているとか、今現状でも大変な交通渋滞が起きている。もうちょっとこの辺、せつかく再開発やっていく中でそういうターミナル構想みたいなことも必要じゃないかな。それでより利便性の高いものにしていくことによって人口が集中する。

例えば、名古屋駅前でも最近どんとビルが建ってね。あれはリニア効果もあるけれど、私が思うには、やっぱりJRが非常に便利になったことが駅に集中していくという、こういうことじゃないのかなという感じがしています。

ですから、知立もそういう要素を持って、よそから人口を引っ張ってくるというか、そういうものの明確なビジョンというものを立てていく必要があるのではないかなという気がしますね。

【瀬口委員長】

お願いします。

【事務局】

2、3点ご指摘をいただきました。

まず、都市機能誘導区域、いわゆる中心市街地の人口についてですが、今知立小学校と西小学校区をまたいだエリアになっていまして、実際その都市機能誘導区域内の人口密度がどれぐらいかという算出はしています。それが、平成22年ですけど、ヘクターあたり63.5人ということで若干高い状況です。これが将来的にというビジョンをというお話があったと思いますが、今のところそこまでの数字は持っていないですが、高度な土地利用ができて、交通利便性も高いですから高密度な人口密度にしていきたいという思いはあります。今のところそこまでの戦略的なところまで至っていないという状況です。

取り合いだというお話がありましたけど、本当にそのとおりでして、知立だと安城や、刈谷だと高浜のほうに子育て世代が出ているという状況がどうもあります。なので、その子育て世代の方がどういう宅地を欲しがっているのか、ニーズがあるのか、それに応じてやっぱりどうしていくのかというのがあると思っています。中心市街地では再開発や区画整理の換地でアパート、マンションを建てるということもこれから進んでいっていただかなきゃいけないものですから、そういうことも含めながら進めていきたいと思っています。

あと、車に対するサポートということでお話をいただきました。当然ミニバスも大きな一つの交通手段ですし路線バスもそうですけど、まだまだやはり車での移動というのも当然ありますので、車も含めて、路線バスも含めて、ミニバスも含めて、知立駅、特に駅前広場の連絡のしやすさとか、そういうのは当然図っていきたいと考えております。

【新美委員】

ちょっと全体の計画がぼんやりとしていて、やっぱりさっきの団地の問題もそうだし、都市機能誘導地区に対しての今後のシミュレーションみたいなものを、もう少し基礎的な数字をしっかりと捉えた中での戦略というのかな。広域で少し考えて、いわゆる隣接市とのね。

それから、名古屋のベッドタウンである、20分で名古屋に行けることを考えると、結構僕は、もう少しビジョンや戦略というものを確立していった中で、こういう居住空間というのかな、考えてほしいと思います。

【瀬口委員長】

開発プロジェクトと思うとこれはぼんやりとしていますが、これは開発プロジェクトじゃないので、強権を振るうわけにはいきません。日本の都市計画制度は優しい、私の言葉でいうと優しいものですから、強権は振るえないわけですから、皆さん住んでいる方の合意を得ながら法律の中で進むことになると思います。

【新美委員】

事務局はある程度そういうことを踏まえて、公開するかしないかは別として、そういうことを押さえていかないといけないと思います。

【瀬口委員長】

方向性は必要ですが、その方向というのが難しいところです。

私が若いころ、豊橋にいましたが、当時2015年は先の話でした。2015という東三河全体の計画をつくらうということで、商工会議所が中心になって設立した東三河開発懇話会というのがありました。その後、東三河開発研究センターをつくって、豊橋技術科学大学の卒業生を1人研究センターに入れて、彼が中心になって、東三河の広域的な開発のあり方を考えてくわけです。行政の限界というのがあって、行政は行政の範囲を出られないわけです。東三河でも、行政は豊橋市から出ちゃいけないので。今は東三河から広がって、浜松と飯田と豊橋が三遠南信連携になってイベントや何かやっていますよね。

【新美委員】

観光でやっていますね。

【瀬口委員長】

それから、高速道路の計画がなかなか進まないですけど、地域開発の非常に大きい力というのは、行政の力もあるけど民間の力もあるし住民の力もあって、それが回らないといけない。それでも名古屋に比べると、当然のことながら東三河はなかなか難しい。

これは行政の計画なので、その行政の計画と民間の発想というのをどう合わせるかというのはなかなかおもしろい課題でありますので、今後研究をしていただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

今日で一つ今年度の締めというところでいろいろ課題を実は出していただいてよかったなと思

います。ほかにもしなければ、今日協議していただいている居住誘導区域の設定と居住誘導の施策については、原案どおりでよろしいかお諮りしたいと思います。

【八田委員】

先ほど私が人口密度の目標を説明した中で、人口が下がりつつあるというような言い方をしたかと思いますが、将来的には人口が下がる推計の中で見るとどう目標を定めるか、少し言い間違えをしてしまったので訂正させていただきます。

【瀬口委員長】

この区域の設定と誘導施策については、大まかにはこのとおりでよろしいでしょうか。

調整区域や工業開発などは、都市計画マスタープランの内容になってくるとと思いますが、トヨタの変化があり、豊田市の人口や産業が変わってくると、知立の人口も変わってくるわけですので、皆さんにとっては非常に重要なことだと思います。

基本的な方針はこれでよろしいですか。まず居住誘導区域の設定については、市街化区域を中心にしながら、浸水区域の対応についても、その書き方については今後検討をするということです。区域の範囲が変わるまでは至らないということであれば、原案どおりか、修正か、一任かということをお願いしたいと思います。原案どおりでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【瀬口委員長】

ありがとうございます。今後、中身については議論いただくということで、範囲については原案どおり、異議なしということでありました。

施策についても、原案どおりか、あるいは一部事務局で修正して、あるいは委員長に一任ということをお願いしたいと思います。

施策についても、先ほど下水道の話等についてご意見ございましたけど、空き家についてももう少し丁寧な説明があったほうがいいのかもかもしれませんので、一部修正ということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【瀬口委員長】

ありがとうございます。そういうことでよろしいということですので、そうさせていただきます。

続きまして、次第4のその他です。

事務局からお願いいたします。

【事務局】

次第4のその他でございます。今後のスケジュール、予定についてご説明させていただきます。

今回は4回目ですが、第5回の委員会を4月の下旬に予定したいと考えております。まだ日程が決まっておりませんので、決まり次第ご連絡させていただきます。

その委員会を経まして、住民説明会を5月の下旬ごろ。またその説明会での意見を踏まえまして、7月中旬に第6回の委員会。そこでまとめたものをまたパブリックコメントで9月上旬から1ヶ月程度お諮りさせていただいて、都市計画審議会を経て、11月に第7回を予定したいと考えております。次年度はおおむね3回委員会を予定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【瀬口委員長】

ありがとうございます。来年度、パブリックコメント、都市計画審議会の意見聴取等もごさいますので、また本日と変わらずご意見をいただきたいと思えます。

これもちまして、第4回知立市立地適正化策定委員会を終了させていただきます。